

参議院大蔵委員会會議錄第八号

(一一一)

昭和三十六年十月二十七日(金曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

二十六日委員梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として青柳秀夫君を議長において指名した。
本日委員青柳秀夫君辞任につき、その補欠として梶原茂嘉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 幡治君

委員

太田 正孝君
大谷 賢雄君
梶原 茂嘉君
木暮武太夫君
堀 末治君
前田 久吉君
木村 幡八郎君
戸叶 武君
天田 勝正君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 堀本 宜実君
大蔵省主計 上林 英男君
局法規課長 大月 高君
大蔵省銀行局長
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○農業近代化助成資金の設置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員會を開きます。

まず、農業近代化助成資金の設置に関する法律案を議題といたします。

まず、補足説明を聴取することにいたします。

○政府委員(上林英男君) ただいま議題となりました農業近代化助成資金の設置に関する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

この法律案は、実体法と申すべき農業近代化資金助成法案とともに前国会に提案いたしましたものでございますが、諸般の事情により審議未了となつたので、本国会に再提出いたしましたものでございます。この実体法であります農業近代化資金助成法案は、別途農林委員会で御審議を願ひまして、二十五日の本會議で可決成立をいたしておるわけでございます。この農業近代化資金助成法案は、農業協同組合等の農業関係の融資機関が農業者等に対して農業経営の改善に要する一定の資金を貸し付け

た場合に、当該農業協同組合等に都道府県が利子補給をいたしまするに基つきまする経費について国が助成をし、もつて農業経営の近代化に資しようとするものでございます。

この農業近代化助成資金の設置に関する法律案は、今申しました農業近代化資金助成法の規定に基づきまして国が都道府県が行なう利子補給を補助するのに必要な財源を確保するために、一般会計に農業近代化助成資金を設けようとするものでございます。そしてこの資金の経理手続等を定めるものでございまして、すなわち、この資金は一般会計に所屬いたしまして、農林大臣がこれを管理いたします。また、この資金は、予算の定めるところにより一般會計から繰り入れまする繰入金とその運用利子をもつて構成されます。さらに、農業近代化資金助成法による利子補給のために都道府県に補助する場合には限り使用することができるとにいたしております。また、その他資金の経理とか資金の増減及び現在額報告書等につきまして、所要の規定を設けているわけでございます。

なお、御存じのように、昭和三十六年度一般会計予算におきましては、一般会計から農業近代化助成資金への繰入金といたしまして三十億円を計上いたしておるわけでございます。

以上が補足説明でございますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。
○委員長(大竹平八郎君) ちょっと速記をやめて。
午後一時三十三分速記中止
午後二時四十分速記開始
○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、補足説明を聴取することにいたします。

○政府委員(大月高君) 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案につきまして、その補足説明を申し上げます。

御承知のとおり、日本輸出入銀行の資本金の額は日本輸出入銀行法第四条に規定されておるわけでございまして、現行法第四条におきましては、日本輸出入銀行の資本金は、七百三億円と、政府が産業投資特別會計からその全額を出資する。と、こういうことになっております。この七百三億円に八十億円を加えて七百八十三億円とするというところが、今度の改正法律案の内容でございます。

本年度の日本輸出入銀行の当初の資金計画におきましては、貸し出しが九百七十億円の見込みでございます。この原資といたしまして、政府出資百二十億円、政府借入れ四百五十億円、回収金等自己資金四百億円、合計九百七十億、これを予定いたしておつたのでございまして、その後、現在までの実績を基礎といたしまして、政府の輸出振興策の効果等を見込みましたところ、年末の貸し出しを推算いたしてみますと、当初の計画を二百十億円上回る千八百八十億円の貸し出しを見込むと、こういうことになったわけでござい

ます。このように当初の見込みを大幅に上回るように至りました理由とい

たしましては、ブランド輸出、特に船舶の輸出が大幅に増加したことがおもな原因でございます。これに加えて、当初予定されなかつた第二次対印円借款が実施される、それからまたパキスタンに対して円借款を供与するといふことが近く予定されることになりまして、こういうことなど勘案いたしまして二百十億円の増加を決定いたしましたわけでございます。

で、具体的に数字で申し上げますと、輸出につきましては、当初の計画八百七十億円に對しまして百七十七億円の増加になります。輸出がその大部分になつておるわけでございまして、その結果、輸出につきましては、ただいまの見込みでは一千四百七十七億程度になるということでございます。輸入につきましては、当初の計画が五億円であつたわけでございまして、六億円を増加いたしました。十一億円になる。それから投資金融につきましては、当初の九十五億円が二十七億円増加いたしまして百二十二億円になる。で、總計いたしますと、当初の計画九百七十億円に對しまして二百十億円増加し、その結果千八百八十億円になる。で、今の内訳についてごらんいただきますれば、輸出の増加がその大宗を占めておるといふことはおわかりかと存するわけでございまして。

で、この貸し出しの増加見込み額二百十億円に對する資金手当といたしましては、産業投資特別會計からの出資八十億円を予定いたしております。こ

の農業近代化助成資金の設置に關

する法律案は、今申しました農業近代化資金助成法の規定に基づきまして国が都道府県が行なう利子補給を補助するのに必要な財源を確保するために、一般会計に農業近代化助成資金を設けようとするものでございまして、そしてこの資金の経理手続等を定めるものでございまして、すなわち、この資金は一般会計に所屬いたしまして、農林大臣がこれを管理いたします。また、この資金は、予算の定めるところにより一般會計から繰り入れまする繰入金とその運用利子をもつて構成されます。さらに、農業近代化資金助成法による利子補給のために都道府県に補助する場合には限り使用することができるとにいたしております。また、その他資金の経理とか資金の増減及び現在額報告書等につきまして、所要の規定を設けているわけでございます。

なお、御存じのように、昭和三十六年度一般会計予算におきましては、一般会計から農業近代化助成資金への繰入金といたしまして三十億円を計上いたしておるわけでございます。

それが本案に關係するわけでございまして、さらに政府からの借入金百二十億円を予定し、さらに自己資金十億円を予定いたしますと、合計二百二十億円になるわけでございます。

で、その結果、本年度の資金といたしましては、出資金二百億円、借入金五百七十億円、回収金と自己資金四百十億円、合計千八百八十億円となる、こういう計算でございます。

輸出振興ということが非常に大切な時期になっておることでもございまして、この改正法律案の御審議につきましては、何とぞよろしくお願いいたしたいと思ふ次第でございます。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ

本日はこれにて散会いたします。
午後二時十三分散会

十月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十月十日)

十月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、合成清酒の名称変更等に関する請願(第五八九号)(第七一〇号)(第七二二号)(第七六八号)(第七七三三三)

一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第六一四号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七七二二号)(第七九二二号)(第七五八号)

一、大蔵行政における部落解放政策樹立に関する請願(第六九二二号)(第六九三三三)(第六九四四四)

一、宮崎県都市に国民金融公庫支所設置の請願(第七〇七号)

一、陶磁器の物品税撤廃に関する請願(第七六五号)(第七六六号)(第七六七一)(第七六八二)(第七六八三)

一、銀製品の物品税撤廃に関する請願(第七六七号)

一、松川葉収納価格を適正価格に引上げの請願(第八五七号)

一、写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願(第一〇四号)

一、所得税等減免等に関する請願(第一〇三五号)

一、預貯金利引上げに関する請願(第一〇三六号)

第五八九号 昭和三十六年十月十七日受理
合成清酒の名称変更等に関する請願(二六六通)

請願者 静岡県吉原市中里一、三九五 服部貞吉外六十五十九名

紹介議員 太田 正孝君

合成清酒という名称は、昭和十五年の酒税法改正のときから酒税法上に用いられるようになったものであるが、合成清酒は、米のほか、甘しよ、でん粉質、その他の副原料に醸造方法を採用して造られるもので、清酒の増醸酒と全く製法が同じで、清酒と区分する理由がないにもかかわらず、あたかも、薬品による酒のように思われ、市場において、きわめて不適当、不利な条件にあるから、酒税法上で清酒と

合成清酒を区分する具体性のない合成清酒を日本酒に改めるとともに、合成清酒の原料米の五パーセントを十パーセントに引き上げられたいとの請願。

第七一〇号 昭和三十六年十月十九日受理
合成清酒の名称変更等に関する請願(四通)

請願者 新潟県新発田市杉之越二、二七六 大沢兵衛外百三名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第七一一号 昭和三十六年十月十九日受理
合成清酒の名称変更等に関する請願(三十通)

請願者 大分市千歳一、二ノ六 大分酒造株式会社内 大津次郎外七百六十四名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第七六八号 昭和三十六年十月二十日受理
合成清酒の名称変更等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西宮市浜町三七 西宮酒精株式会社取締役 役社長 八馬駒雄外五十一名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じ

である。

第七七三三 昭和三十六年十月二十日受理
合成清酒の名称変更等に関する請願(十七通)

請願者 栃木県小山市大字小山一、八〇九 関高二外 千百六十七名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六一四号 昭和三十六年十月十七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 宮城県仙台市東三番丁 四五東北たばこ販売協同組合連合会会長 松沢太治郎外三千八百六十七名

紹介議員 高橋進太郎君

全国たばこ販売業者十六万五千の同業者は、昭和二十八年以来すえおきとなつてゐるたばこ販売手数料八分を、戦前の一割に還元改定されるよう、昭和三十三年以降に降国会請願をつづけ、連年参衆両院で採択されているが、本年四月一日からわずかに年間売上げ百四十四万円を限り、五厘の引上げ改定が実施されたにすぎず、このような低率かつ局部的な引上げでは、不合理であるばかりでなく、業者の生活基本権を保障することにはならないから、これを戦前どおり一割に引き上げられたとの請願。

第七〇八号 昭和三十六年十月十九日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 岡山市下石井専売会館 内東中国たばこ販売協同組合連合会会長 浅沼貞治外十八名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第七〇九号 昭和三十六年十月十九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 福島県郡山市虎丸町一 一一福島県たばこ販売協同組合連合会理事長 堀西英吉外五百七十七名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第七七二二号 昭和三十六年十月二十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 石川県金沢市此ノ花町 石川県たばこ販売協同組合理事長 小杉得平外三千四百八十七名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第七九二二号 昭和三十六年十月二十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 愛媛県松山市三番町五 島田秀雄外七百七十四名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じ

である。

第五五八号 昭和三十六年十月二十三日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 長野県篠ノ井市布施高田八二七篠ノ井たばこ販売協同組合内 宮崎三郎外五十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第六九二号 昭和三十六年十月十九日受理

大蔵行政における部落解放政策樹立に関する請願
請願者 東京都千代田区神田神保町三ノ一七部落解放同盟中央本部内 岡映外千三百八十三名

紹介議員 秋山 長造君

大蔵行政における部落解放政策として、(一)各省にまたがる本問題解決のための予算要求に対して、優先的にその裏付けをして問題解決にあたること、(二)大衆減税の実施、酒税、たばこ消費税、砂糖消費税等を軽減すること、(三)部落産業製品に対する物品税の免除を実現すること、(四)国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の資金をくを増大し、部落関係者に対し積極的な貸出しをすること等の措置が必要であるから、これが実施されるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第六九三号 昭和三十六年十月十九日受理

大蔵行政における部落解放政策樹立に関する請願(九通)

請願者 東京都千代田区神田神保町三ノ一七部落解放同盟中央本部内 松田喜一外一万五千七十七名

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。

第八六四号 昭和三十六年十月二十一日受理

大蔵行政における部落解放政策樹立に関する請願

請願者 奈良市北魚屋西町奈良女子大学寄宿舎内 堀延江外千九百二十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。

第七〇七号 昭和三十六年十月十九日受理

宮崎県都市に国民金融公庫支所設置の請願
請願者 宮崎県都市市長 蒲生昌作外一名

紹介議員 平島 敏夫君

宮崎県都市周辺の中小企業者は、県下の約四十五・四パーセントの多数に及び、これら中小企業者の国民金融公庫の利用状況は、昭和三十六年九月末現在において、件数にして約四十五・九パーセント、金額にして約三十九・パーセントの県下最高の利用度を示している。この高度の利用は、同地区の企業がきわめて零細であることを示すもので、これら中小企業者の零細化を防止するとともに、健全なる育成を図るためには、融資の迅速を図る必要があるから、都市に国民金融公庫支所を設置せられたいとの請願。

第八七一号 昭和三十六年十月二十一日受理

陶磁器の物品税撤廃に関する請願(十三通)

請願者 東京都新宿区神楽坂二ノ一二株式会社陶柿園代表取締役 館林多久次外十二名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第九八一号 昭和三十六年十月二十三日受理

陶磁器の物品税撤廃に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区榑木町三ノ八名古屋陶磁器硝子器商業協同組合内 大島第一郎外一名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第一〇九三号 昭和三十六年十月二十三日受理

陶磁器の物品税撤廃に関する請願

請願者 埼玉県秩父市本町一、三三三埼玉県陶磁器商業聯合会内 竹内長太郎

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第七六七号 昭和三十六年十月二十日受理

銀製品の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都台東区南稲荷町六四全日本美術銀製品

工業関係団体連合会内 松本尚次外四名

紹介議員 井上 清一君

わが国銀器美術工芸技術は京都の西陣織物と同様に古来正倉院御物に見るように多年にわたる皇室の用命により、各国元首をはじめ使臣に対する贈答用品として製作育成されたので、わが国独特の技術がたかめられその伝統的特殊技術が観光外人の多数求むるところとなり、従って輸出製品の生産高も非常に増加をきたし、戦前における輸出実績は、当時の価格で年間二百万円(現在換算約七億二千万円)にも達していたのであるが、昭和三十五年の輸出実績は戦前と比較して三パーセント(約千八百万円)とはるかに及ばない現状である。銀器工業界の実態は、その規模は零細企業であり、その加工技術はいわゆる徒弟的環境の中に伝承される家内工業であり、また加えて近年業界をとりまく客観情勢の変化は業界の企業性を根底から破壊し技術者の意欲をまっ殺するところとなり、かつて銀金、彫金技術における無形文化財的な高度技術者はほとんどその影を失わんとしている現在である。今にして技術の保護とその維持育成を計らなければ、敗戦と同時にこれ等伝統的銀器美術工芸品の技術は、永遠に葬り去られる結果となることは明らかであるから、これらの最大の障害となつて銀製品に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

第八五七号 昭和三十六年十月二十一日受理

松川葉収納価格を適正価格に引上げの請願

請願者 東京都台東区南稲荷町六四全日本美術銀製品

銀製品

請願者 東京都台東区南稲荷町六四全日本美術銀製品

請願者 東京都台東区南稲荷町六四全日本美術銀製品

請願者 東京都台東区南稲荷町六四全日本美術銀製品

請願者 東京都台東区南稲荷町六四全日本美術銀製品

請願者 東京都台東区南稲荷町六四全日本美術銀製品

請願者 東京都台東区南稲荷町六四全日本美術銀製品

請願者 福島市杉妻町一〇福島

県町村会内 笠間恵

紹介議員

石原幹市郎君

福島県特産松川葉は、本県農業経営と農家経済からみて、きわめて重要な産業で、耕作人員三万一千人、耕地面積六千二百ヘクタール、年産千五百キロ、年額三十億円という現況であるが、この収納価格が適正を欠くため、耕作農家はいづれも赤字生産となつて多大の犠牲を払つてゐる実情であるから、国内需給関係及び輸出関係等における葉たばこ価格を再検討の上、実費を償う、いわゆる生産費所得補償方式により適正価格に引き上げられたいとの請願。

第一〇〇四号 昭和三十六年十月二十三日受理

写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願

請願者 岡山市栄町三九岡山県

写真材料商組合内 山

本善治外一名

紹介議員 加藤 武徳君

今日、写真器材は、大衆化した便益品として担税力の低い一般大衆によつて消費されているにもかかわらず、過去十一年間、税率が三割のまま、すえ置になつてゐることは、誠に不当であるから、(一)写真機、写真引伸機、同部部品及び付属品並びに現象焼付用器具(第二種内類十)等の現行物品税率百分の三十を百分の十に軽減すること、(二)写真用のフィルム、乾板、感光紙(第二種内類十六)等の現行物品税率百分の三十を百分の五に軽減すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇三五号 昭和三十六年十月二十三日受理

所得税等減免等に関する請願

請願者 東京都千代田区六番町

一五主婦連合会内 春

野鶴子

紹介議員 奥 むめお君

わが国の税負担率は、二十パーセントをはるかに上回つてゐる一方、税金の自然増収見込みが五千億円にもものほるといふとき、国民の税負担の軽減を図ることは当然であるから、所得税の基礎控除額的大幅引上げと税率の緩和を図るとともに、すでに悪税として定評の高い電気ガス税を撤廃せられたいとの請願。

第一〇三六号 昭和三十六年十月二十三日受理

預貯金利子引上げに関する請願

請願者 東京都千代田区六番町

一五主婦連合会内 春

野鶴子

紹介議員 奥 むめお君

さきに預貯金の利子の引下げが行なわれたが、公定歩合の引上げが実施された現在、預貯金の増加は、わが国経済の建てなおしのためにも緊要なことであり、また、今日まで経済をささえる役目を果たしてきた巨額の貯金は、多数の国民がくらしを切りつめた勤勉・細心なものが多いから、この際、貯蓄奨励と利子の恩沢を広く分配するため、預貯金の利子を引き上げられたいとの請願。